

一般事業主行動計画

平成 26 年 1 月 7 日施行（会長専決）

平成 30 年 3 月 2 日改正（会長専決）

両立支援の取り組み

1. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日の 5 年間

2. 計画内容

妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

平成 26 年 1 月から	相談窓口設置について検討
平成 26 年 6 月から	相談員の研修
平成 26 年 10 月から	相談窓口の設置について職員へ周知
平成 30 年 4 月から	相談窓口の設置および周知の継続

3. 両立支援の取り組み

当法人は法を上回る育児休業を整備し、育児休業の取得を積極的に推奨しています。また、仕事と育児を両立できるように配慮した柔軟な勤務制度を設けています。

1. 法を上回る育児休業制度

子供が 3 歳になるまで取得できます。

ノー残業デーの導入

1. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日の 5 年間

2. 計画内容

所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

平成 26 年 1 月から	所定外労働の把握
平成 26 年 6 月から	検討の開始
平成 26 年 10 月から	ノー残業デーの実施
	管理職への研修（年 1 回）および職員への周知
平成 30 年 4 月から	毎週水曜日をノー残業デーに定め実施
	管理職への研修（年 1 回）および職員への周知継続

3. 所定外労働削減の取り組み

職員の心身の健康を維持し、組織活力を向上するためノー残業デーを導入する。

次世代育成支援対策

1. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日の 5 年間

2. 計画内容

若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供する。

<対策>

平成 30 年 4 月から インターンシップ等の受け入れ推進
国家資格保持者が実習生を受け入れるための研修指導
資格の取得